

平成30年度 第1回 仙台市景観総合審議会

日時：平成30年5月15日（火）

14時～16時

場所：本庁舎2階 第5委員会室

次 第

1. 開会
2. 挨拶（都市整備局長）
3. 委嘱状交付
4. 挨拶（各委員）
5. 事務局紹介
6. 会長、副会長選出
7. 会長挨拶
8. 議事
 - ・屋外広告物部会の設置について
 - ・今後の景観施策のあり方について
（評価検証の方針について）
9. 閉会

— 配 付 資 料 —

< 議 事 >

- 資料1 : 屋外広告物部会の設置について
- 資料2-1 : 今後の景観施策のあり方の検討について
- 資料2-2 : 昨年度の景観総合審議会の概要
- 資料2-3 : 景観重点区域内の街並みの変化（参考）
市民意識調査（参考）

仙台市景観総合審議会 委員名簿

任期：平成30年5月15日～平成32年5月14日

(平成30年5月15日現在)

| 氏名 | 所属・役職等 |
|---------------------|---------------------------------------|
| いなば まさこ 稲葉 雅子 | (株)たびむすび 代表取締役 (株)ゆいネット 代表取締役 |
| こばやし としこ 小林 淑子 | 宮城県建築士会会員 (株)魁設計 設計室 室長 |
| すぎやま あきこ 杉山 朗子 | (株)日本カラーデザイン研究所 シニアコンサルタント |
| たかやま ひでき 高山 秀樹 | 仙台商工会議所 理事・事務局長 |
| たけやま りょうぞう 武山 良三 | 富山大学芸術文化学部 学部長・教授 |
| とちくぼ まさゆき 杼窪 昌之 | 宮城県屋外広告美術協同組合 常任相談役 (株)アキバ商会 代表取締役 |
| はしもと けいいち 橋本 啓一 | 仙台市議会議員 |
| ばば たまき 馬場 たまき | 尚絅学院大学総合人間科学部 准教授 |
| ふなびき としあき 舟引 敏明 | 宮城大学事業構想学群 教授 |
| ふわ まさひと 不破 正仁 | 東北工業大学工学部建築学科 講師 |
| ほり しげる 堀 繁 | 東京大学アジア生物資源環境研究センター 元教授 |
| やん しゅあん 巖 爽 | 宮城学院女子大学生生活科学部 教授 |
| よしかわ ゆみ 吉川 由美 | (有)ダ・ハ プランニング・ワーク 代表取締役 |

(五十音順, 敬称略)

屋外広告物部会の設置について

1. 屋外広告物部会の概要

- ・専門事項を調査審議するため、審議会に設置することができる部会の1つ（景観条例 27 条）
- ・部会は、審議会委員及び専門委員で組織する（10 人以内）（景観条例 27 条）
- ・部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する（規則 33 条）
- ・部会の議決をもって審議会の議決とすることができる（規則 35 条）

2. 屋外広告物部会設置の目的

- ・景観総合審議会でも議論してきた「広告物施策のあり方の提言」「広告物条例改正」などにより、屋外広告物施策の具体の取組みの方向性は一昨年度までに整理されたことを受け、より機動的にこれらの取組みの展開を図っていく。
- ・「屋外広告物条例にもとづく特例許可の審議」は、審議内容や円滑な事務処理を踏まえると、景観総合審議会を都度開催するのではなく、部会で対応の方が望ましい。
- ・「特例許可」を含む屋外広告物施策での取組みについて、外部の意見も聴きながら着実に進めていくため、少人数で専門的な委員による屋外広告物部会を昨年度より設置している。

3. 今後の屋外広告物部会での審議予定事項

- ・屋外広告物条例にもとづく特例許可に係る意見聴取（広告物条例 10 条・12 条）
※特例許可の基本的な考え方は昨年度の部会において整理し公表済
- ・禁止地域を見直す公園の検討（提言、条例改正を踏まえた取組み）
※都市公園、自然公園（作並温泉）を予定
- ・屋外広告物ガイドラインの検討（提言を踏まえた取組み）
※ガイドラインの検討も踏まえながら、すぐれた広告物の誘導方策を将来的に検討する予定
- ・許可基準の運用や禁止地域の取扱いの検討
※部会の意見を聴いた方がいいと市で判断したものに限る
※昨年度は高速道路等から展望できる地域の禁止地域の取扱いを整理（公表済）

- ◎屋外広告物部会での審議事項は直近の景観総合審議会でも報告
- ◎必要に応じ景観総合審議会の意見を聴きながら進める（ガイドライン等）

4. 屋外広告物部会の委員について

- ・部会委員は、県内及び近県の方による 5 名（審議会委員＋専門委員） で構成
- ・「景観」「まちづくり」「建築」「デザイン」「イベント」「広告業」の分野の学識経験者や業界関係者から委員を選定する（会長が指名、指名委員は裏面参照）
- ・専門委員の委嘱期間は、審議会委員の委嘱期間である平成 32 年 5 月 14 日までとする

屋外広告物部会委員（案）

【景観総合審議会委員】

- ・舟引 敏明 委員
- ・杼窪 昌之 委員
- ・馬場 たまき 委員

※部会長は景観総合審議会委員の中から会長が指名する者があたる（規則 34 条）

【専門委員】

- ・山畑 信博 氏（東北芸術工科大学デザイン工学部 教授）
- ・並木 直子 氏（(株)ユーメディア メディア事業部 メディア開発チーム 2 グループ）

専門委員プロフィール（参考）

・山畑 信博 氏

1959 年生（S34 年）生まれ。東京工業大学工学部建築学科卒業、同大学大学院修士課程終了後、マサチューセッツ工科大学建築・都市研究所客員研究員を経て建設省に入省。建築研究所主任研究員、東北芸術工科大学助教授を経て、2007 年より現職。日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会参加委員、国土交通省屋外広告物適正化審議委員会委員長、山形県景観審議会及び屋外広告物審議会委員など歴任。

・並木 直子 氏

1971 年（S46 年）生まれ。宮城教育大学卒業後、(株)プレスアートに入社。

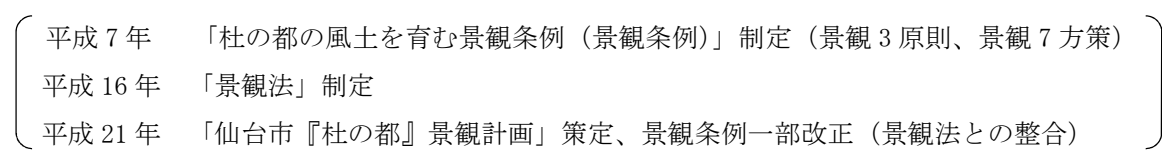
「せんだいタウン情報 S-style」「Kappo」などの発行にかかわり、ファッション誌「COLOR」編集長を経て、広告・印刷会社の(株)ユーメディアへ出向。「仙台オクトーバーフェスト」、「伊達美味（だてうま）マーケット」や商業施設の 프로모ーションなどまちづくりに関わる PR に取り組む。

歩行者系案内誘導サイン等基本方針の検討の際の、仙台市景観総合審議会専門部会の専門委員（H26）、杜の都景観シンポジウムのパネラー（H28）も務める

今後の景観施策のあり方の検討について

1. あり方検討の背景と目的

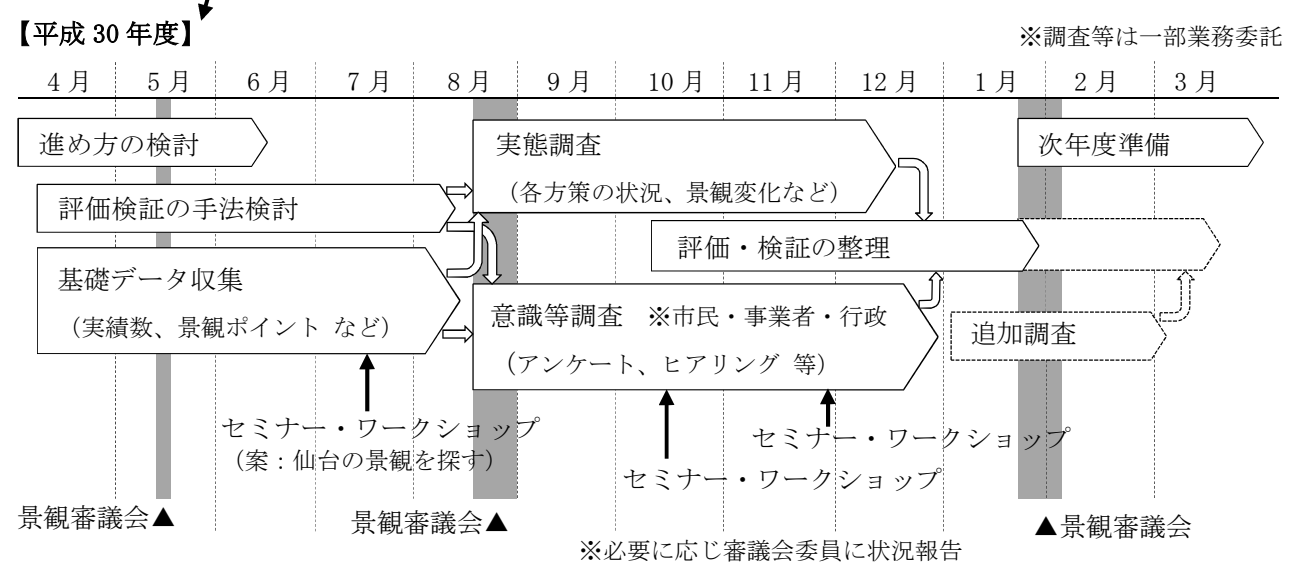
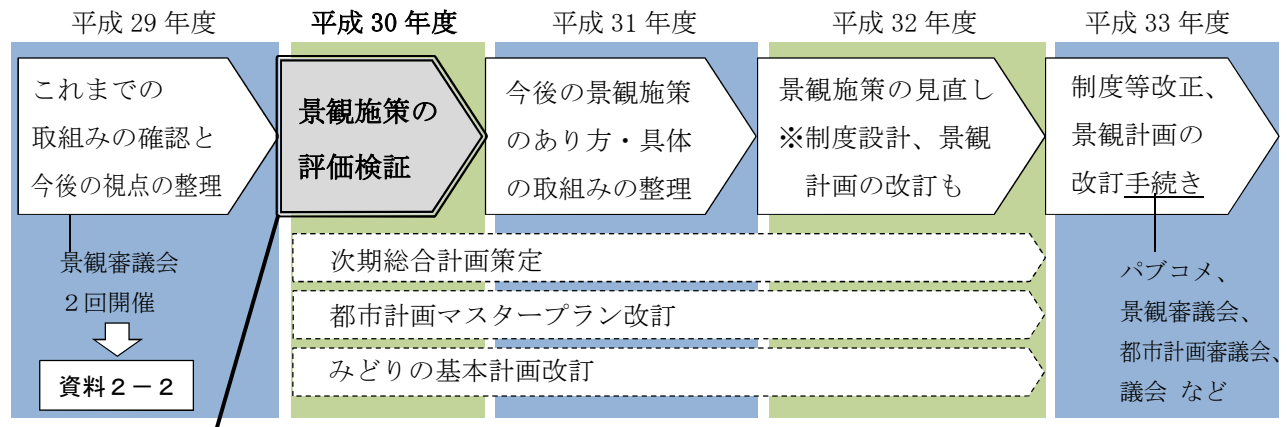
- 「杜の都の風土を育む景観条例」制定から 20 年以上、景観法にもとづく「仙台市『杜の都』景観計画」策定から約 10 年が経過



- 策定時から、本市の状況やまちづくりの考え方、行政と市民の役割、市民意識なども変化（※）
 ※人口減少への対応、交流人口拡大、既存ストック活用、公民連携の動きの拡大、震災復興など
- 景観法制定による若干の変更はあったが、景観施策の基本的な部分（※）は大きくかわっていない
 ※目標、景観 3 原則、景観 7 方策
- 平成 32 年度予定の、次期総合計画の策定、都市計画マスタープランやみどりの基本計画の改訂に着手

これらを踏まえ、景観施策について評価検証を行い、
 今後の取組みの整理や必要な施策見直しを検討していく

2. 検討のスケジュール



3. 評価検証の方針

評価検証の内容

- ①各方策のねらいに対する実際の効果の確認（達成度、景観形成への影響、市民等の意識 など）
- ②景観に対する市民・事業者・行政の意識や取組みの実態の把握 ※必要に応じ間接的効果も
- ③景観施策の推進による景観の変化と市民等の評価の分析
- ④景観施策を進めてきた中で、できた部分と抜けてきた部分の整理（場所、物、人、活動 など）

評価検証の際の考え方

- 方策による変化（効果）を捉えていく
- 評価は複数の視点で行う（市民・事業者・行政、関係者とそれ以外など）
- セミナーやワークショップを絡めて進める
 （景観形成に対する知識向上、市民意識の醸成、市民や事業者の取組みの育成などにつなげる）
- 全体的な調査は難しいため、景観のポイントをしぼって調査する
 （過去の調査ポイント、ヒアリングやワークショップなどから整理する）
- 悪い点でなく、こうすることで良くなるという視点を重視（プラスの部分）
- ヒアリングやワークショップなどでの少数意見も記録や分析しておく
- 関係部署とも情報共有を図る（都市景観課の対応範囲だけでない評価要因や取組みも想定されるため）

評価検証の進め方

Step 1：手法検討と基礎データ収集（第 2 回審議会（8 月下旬）まで）

- ①これまでの実績の整理
- ②評価検証のポイントの抽出・・・過去資料、ワークショップなども活用
 （仙台を代表する場所、景観計画のゾーンを代表する場所、市民等が評価する場所 など）
- ③アンケート、ヒアリング、ワークショップの対象者の整理

Step 2：調査と評価検証（第 2 回審議会～第 3 回審議会（1 月末頃））

- ①各方策の実態の調査
 - ・取組みの状況と効果の把握・・・届出書類等分析、関係者ヒアリング など
- ②景観の実態の調査
 - ・複数のポイントでの景観の変化の確認（色彩、緑、広告物 等）・・・写真比較 など
 - ・各方策に関連する場所や団体等の実態の確認・・・関係者ヒアリング など
- ③景観や施策に対する意識、評価、提案の調査（市民・事業者・行政で実施）
 - ・景観や各方策に対する意識、提案の把握・・・アンケート、関係者ヒアリング
 （過去の調査と同じ項目も入れて変化も確認）
 - ・景観の実態や変化の評価、提案の把握・・・アンケート、関係者ヒアリング、ワークショップ
 ※アンケート対象：市政モニター、まちづくり団体、業界団体、学生、行政 など
 ※ヒアリング対象：施策の関係者（景観サポーター、景観審査員、建物所有者等）、まちづくり団体、事業者 など

Step 3：次年度の準備（第 3 回審議会以降）

昨年度の景観総合審議会の概要

1. これまでの景観施策（昨年度の審議会での説明事項）

自然と調和し、個性に富む、文化の薫り高い「杜の都」の創造（＝景観条例前文）を目指し、「杜の都」のアイデンティティを高める景観形成を図るための下記の目標のもと、景観条例における「景観3原則」を踏まえた「景観7方策」にもとづく施策を展開してきた。

【景観3原則】

基本原則

市、市民・事業者は、協働により、魅力的な景観形成に努める

市の責務

総合的な景観施策を市民・事業者の意見が十分反映されるように努め実施

市民・事業者の責務

自らが景観づくりの主体であることを考え、市の景観施策へ協力を努める

【景観7方策】

1. 景観計画の策定等

先導的な景観推進方策を進める
・平成21年策定（平成25年一部変更）

2. 景観計画区域内の行為の届出等

良好な景観形成を誘導する
※高さ20m超又は面積3,000㎡超の建物などが対象

3. 景観地区

市街地の良好な景観形成を図る
〔景観計画の推進方策にもとづき、定禅寺通、宮城野通、青葉通の3地区指指定〕

4. 杜の都景観重要建造物等の指定

歴史的、文化的建造物などの保全整備を進める
・優先指定候補15件のうち7件を指定（4件解体）
・東日本大震災で被災などに助成金活用

5. 杜の都景観協定の締結・景観まちづくり協議会の認定等

自主的な地域のまちづくりを景観形成に向けて支援する
・景観協定は5件で締結（仙台マークワン など）
・協議会は定禅寺通、宮城野通、青葉通の3地区で認定

6. 表彰・助成等の実施

景観形成に寄与している建築物や活動を応援する
・都市景観賞はH19年までに10回実施（48件を表彰）
・協議会などの活動7件に助成（マップ作成、オープンカフェ実施）
・橋等の公共工事、景観重要建造物復旧などに
景観アドバイザーを派遣
・景観シンポジウムを定期的に開催

7. 景観総合審議会等の設置

景観形成に関する重要事項を審議する景観総合審議会と、景観に関する調査提案等を行う景観推進員を設置
・景観推進員（景観サポーター）はH19年度まで

目標1

都市のアイデンティティの創出（国内外に発信する風格ある景観づくり）

- ①杜の都・仙台の顔となるシンボルゾーンとして、景観施策の重層的な展開を図る
- ②軸となる街並みにおける都市空間の景観形成を図る

目標2

地区の個性の表出（杜の都の伝統を受け継ぐ魅力的な景観づくり）

- ①杜の都にふさわしい良好な地域景観の形成を図る
- ②変化に富む自然風景に配慮した眺望景観の形成を図る

目標3

市民の身近な景観の演出（市民の暮らしを支える心地よい景観づくり）

- ①良好な景観形成に向けて市民参画の積極的な促進を図る
- ②市民主体の景観形成を支援する
- ③景観に対する市民意識の更なる向上を図る



青葉通景観地区の街並み



景観重要建造物等と市民活動での活用



景観協定を締結した建物 平成17年頃の同じ場所の写真



協議会の活動（オープンカフェ）



都市景観大賞受賞（東北大学片平キャンパス）



景観シンポジウム（市主催）



景観サポーターの活動（まち探検ワークショップ）

2. 昨年度の審議会での主な意見

【第1回審議会】これまでの取り組みと課題について説明

- ・目標（仙台の目指す景観）が明確になっていることが各方策には必要で、検証は市民に公表を。
- ・行政主体から市民主体の認識を促す方策や、協働の仕掛け・仕組みづくりと評価が必要。
- ・仙台の景観を自分たちで（組織だけでなく個人・個店でも）つくっていこうという意識を醸成する取り組み、シビックプライドの醸成が、仙台らしい景観づくりにつながる。
- ・都市景観賞、景観サポーター、景観協定のような景観づくりをけん引する取り組みは重要。
- ・教育機関の活用、官民連携して役割分担を図っての取り組みなど、育てる仕組みも考える。 など

↓
今後の視点：市民・事業者と行政との役割をどう考えていくか

【第2回審議会】目標の再確認とあり方検討の今後の進め方について説明

- ・「杜の都」を強調しすぎており、緑以外の景観の大事なキーワードを入れ、緑でなく景観としてとらえる。景観は場所だけでなく人の心にどう映るか。
- ・景観施策はマイナスの防止とプラスの付加で考えていく必要がある。
- ・景観で重要なのは、物・建物・緑などと人との関係であり、人を大切にする空間かどうかを鍵。
- ・景観の見方や市民がいかに景観と楽しくやれるかを、市民と共有できる調査や方策が必要。市民と一緒につくっていくのも目標に。
- ・仙台に立地する企業や居住する市民がよかったか、市民が誇りに思うかどうかも大切。
- ・国際的な視点で仙台なりの景観や地域の個性をどう出していくかが重要。
- ・歴史的な面をどう伸ばし、街にどう作り込むか、ゾーニングでなくレイヤーで考える。 など

↓
今後の視点：プラスをいかに付加するか、人を重視した考えか

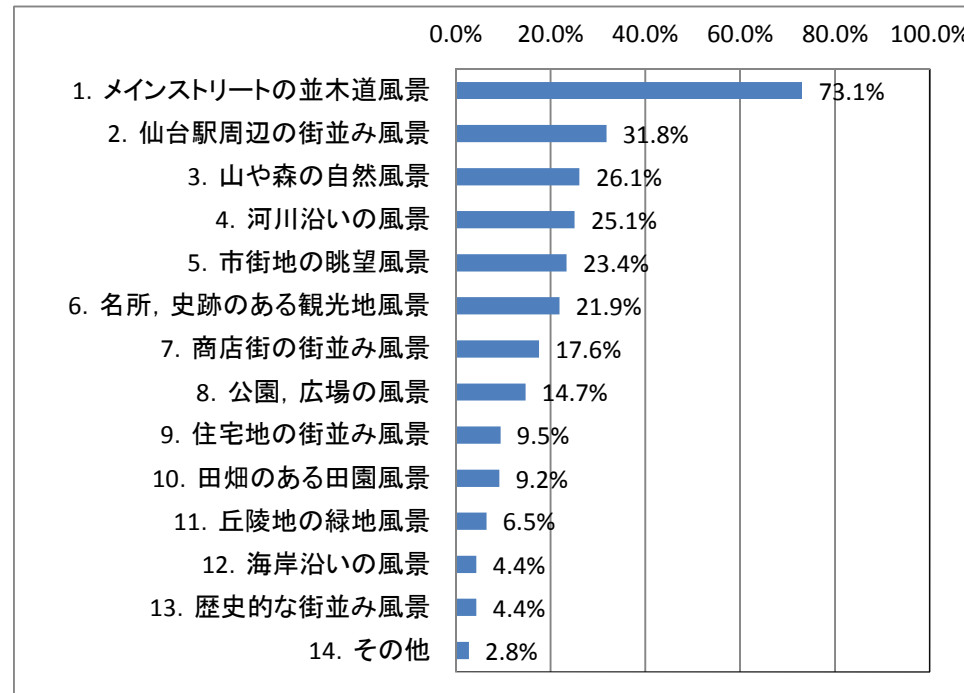
景観重点区域内の街並みの変化（参考）



市民意識調査（参考）

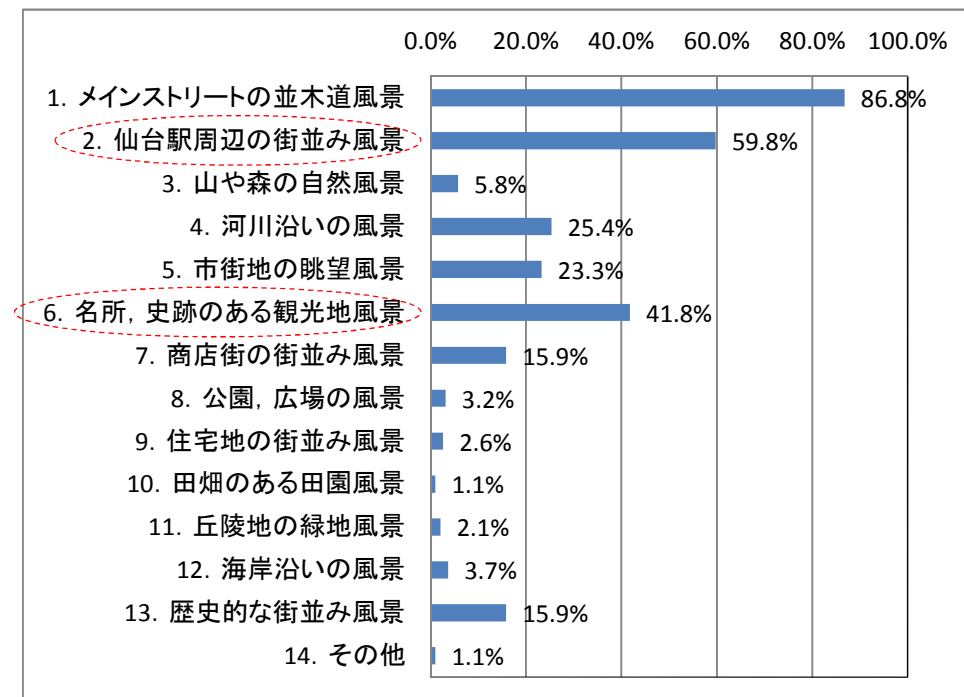
（調査項目：仙台を象徴する風景と具体の場所について） ※風景は3つ選択、具体の場所は記述

【平成5年 景観に関する市民意識調査】 回答数：2,264名



| 上位10ヶ所（右側は回答数） | | |
|----------------|-------------|-----|
| 1 | 定禅寺通 | 762 |
| 2 | 青葉通 | 563 |
| 3 | 広瀬川 | 481 |
| 4 | 青葉城址 | 301 |
| 5 | 一番町 | 198 |
| 6 | ペDESTリアンデッキ | 124 |
| 7 | 勾当台公園 | 115 |
| 8 | 台原森林公園 | 102 |
| 9 | 中央通 | 100 |
| 10 | 青葉城址からの眺め | 98 |

【平成28年 屋外広告物に関する市政モニターアンケート】 回答数：189名



| 上位10ヶ所 | | |
|--------|----------------------|----|
| 1 | 定禅寺通 | 72 |
| 2 | 仙台城址 (仙台城跡, 青葉城址) | 44 |
| 3 | 広瀬川 | 29 |
| 4 | 仙台駅前 | 20 |
| 5 | 青葉通 | 8 |
| 6 | アーケード商店街 | 7 |
| 7 | 青葉山 | 5 |
| 8 | 秋保温泉 | 4 |
| 9 | 中心市街地の高層ビル群 | 4 |
| 10 | 宮城野通 | 3 |